

就職協定制定までの過程
—新卒労働市場はどう形づくられたか—
Process of Establishing
the Regulation of the Recruitment System
—How was the University Graduate Labor market formed?—

中島弘至（関西大学学事局授業支援グループ）

要旨

1947年の学校教育法の制定により、新制大学が誕生し学生は急増することになった。文部省は、新卒労働市場のこの混乱を回避すべく奮闘する。53年、大学団体と経済団体との間に、推薦開始日などを定めた就職協定を結ばせた。しかし実際のところ、大学側から企業側へのお願いであり、企業側は大学側に協力するというものであった。そしてまもなく好景気が到来すると、企業のルール違反が多発し、すっかり就職協定は守られなくなる。また61年には、経済団体が協定の当事者としての役割を放棄、就職ルールは野放し状態になるのである。その後、遵守されない就職協定（97年以降は就活ルール）は常に批判にさらされたが、約65年を経た現在も存在している。本稿では、戦後の混乱期に戻ることで、あまり知られることのない就職協定制定までの過程を辿る。そのことで、上記の内容も含めた就職協定の実像をより明らかにしたい。

キーワード 就職協定、新卒労働市場、協定違反 / the Regulation of the Recruitment System, the University Graduate Labor Market, Rule Violations

1. 問題意識と目的

歴史的制度論には、「経路依存」という重要なテーマがある。これはある選択がなされると、辿った経路は強化され、それを変更するにはコストが高くつくというものだ。そして「経路依存」というとき、ルール違反が絶えない、新卒労働市場の「就職協定」を考えずにはいられない。ただし就職協定に代わる妙案を提示するわけではない。すなわち常に批判にさらされてきたルールの源流を辿ることで、就職協定の本来の姿を知りたいのである。

就職協定の制定は戦後まもない時期であり、将来の新卒労働市場の青写真は描けなかったろう。大学進学率は10%にも満たず、第1次産業の従事者は半数であり、雇用者も限られていた。しかし

学校教育法が制定（47年）されたことで、新・旧制の大学生が同時に労働市場に流入し、市場の混乱することが危惧された。こうした事態を回避すべく、就職協定は制定されたのである。ただ導入の仔細について詳しく書かれたものはなく、どのようにして就職協定は制定に至ったのか、それは定かでない。

本稿では、次のような問いを発したい。就職協定の制定以前、新卒労働市場を取り巻く環境はどのようなであったか。誰が主導する形で就職協定は導入されたのか。さらに同市場のプレイヤーは、就職協定をどう評価していたか。こうした問いを発することで、就職協定の実態を明らかにしたい。

2. 先行研究

新卒労働市場の先行研究は数多く存在するが、こと就職協定に限るとその数は決して多くない。そしてこの協定の意義を問うたものには、次のものがある。金子（1998：6）は、企業にとっても大学にとっても、就職・採用時期の規制には利害が交錯しており、協定はその微妙な力学のなかにあったとする。このことで企業は互いに牽制しあい、遵守されなくともある程度の秩序が保てたのである。島田・清家（1992：25）では、採用コストに注目している。すなわち学生の採用には情報探索費用がかかり、大企業は中小企業に比べて有利である。しかし採用期間を限定するならば、中小企業は不利益を回避し、かつ大企業もコストを抑えられる。金子（p.6）は、このコスト削減の利点に加えて、協定は就職・採用競争を抑制することで、人的配分の偏りを制限し、労働市場の極端な階層

化を防いだという。かたや中村（1993）は、一定のパターンに企業と学生の活動を秩序づけることに、協定の意義を見出している。

一方で、就職協定の存在に対して、否定的な意見もある。平野（1991：84）では、就職協定の不要を訴えたうえで、「期日の変更や違反企業への罰則の強化など小手先の改革をしても、就職戦線の問題点は解決できない。問題は企業や大学、学生の意識、体質にあるからだ」とし、「罰則を厳しくしたところで今の企業体質では簡単に抜け道を探し出してしまいうだろう」と述べている。つまり平野の不要論では、実質、新卒労働市場が自由市場になるのであり、協定問題の根本的な解決に繋がるかどうかは、疑わしいと思われるのである。

	景気	会社訪問・ 推薦開始	採用内定・ 試験開始		景気	会社訪問・ 推薦開始	採用内定・ 試験開始		景気	会社訪問・ 推薦開始	採用内定・ 試験開始
1953 S28	↓	10/1	10/1・10/15	1976 S51	↓	10/1	11/1	1999 H11	↓		
1954 S29	↓			1977 S52	↓			2000 H12	↓		
1955 S30	神武景気			1978 S53	↓			2001 H13	↓		
1956 S31	↓	↓	↓	1979 S54	↓			2002 H14	↓		
1957 S32	↓	10/1	10/10	1980 S55	↓			2003 H15	↓		
1958 S33	↓			1981 S56	↓			2004 H16	いざなぎ景気		
1959 S34	岩戸景気			1982 S57	↓			2005 H17	↓		
1960 S35	↓	↓	↓	1983 S58	↓			2006 H18	↓		
1961 S36	↓	10/1・10/13	10/1・10/20	1984 S59	↓			2007 H19	↓		
1962 S37	↓			1985 S60	↓	↓	↓	2008 H20	↓		
1963 S38	↓			1986 S61	↓	8/20	11/1	2009 H21	↓		
1964 S39	↓			1987 S62	↓	8/20・9/5	10/15	2010 H22	↓		
1965 S40	↓			1988 S63	バブル景気	↓	↓	2011 H23	↓		↓
1966 S41	↓			1989 H1	↓	8/20	10/1	2012 H24	↓	12/1・4/1	10/1
1967 S42	いざなぎ景気			1990 H2	↓			2013 H25	↓		↓
1968 S43	↓			1991 H3	↓			2014 H26			↓
1969 S44	↓			1992 H4	↓	7/1・8/1	10/1	2015 H27		3/1・8/1	10/1
1970 S45	↓			1993 H5	↓			2016 H28		3/1・6/1	
1971 S46	↓			1994 H6	↓			2017 H29			
1972 S47	↓	↓	↓	1995 H7	↓			2018 H30			
1973 S48	↓	5/1	7/1	1996 H8	↓	↓	↓	2019 R1		↓	↓
1974 S49	↓	↓	↓	1997 H9	↓		10/1	注. 97年、就職協定から就活ルールに変更された。 また97～11年度までの「会社訪問・推薦開始」の空欄は、「倫理憲章」に明記されていないことによる。			
1975 S50	↓	9/1	11/1	1998 H10	↓						

図1 就職協定（就活ルール）の推移

3. 就職協定の歴史

3.1 前史

47年の学校教育法制定により、新制大学が発足し、旧制と併せて大量の卒業生が労働市場に流れ込むことになった。尾崎(1967:288-9)によると、「昭和二十六年三月の大学卒業生は、旧制・新制あわせて四万人程度、これが二十七年三月には七万五、〇〇〇人余り、二十八年三月には約十二万人と、鰻上りに上っていったのである。とくに新制大学卒は旧制大学の三倍も出るのに、求人予想は一對一ということだったから、大学も学生も文部省もあわてざるをえなかった」とある。このような大学生の急増を背景にして、大卒の就職にとっては重大な変化があった。一つは、改正職業安定法(49年)によって、学校に職業紹介事業が託されたことであり、いま一つは、就職協定の制定(53年)である。

① 職業安定法

大学が学生の就職斡旋を始めたのは、慶應義塾大学の山名次郎が最初だといわれる。明治40年代に大学関係者から懇願されて、彼は大学の囑託となり、後輩の面倒をみた(尾崎(1967:127-8))。また大学で就職関係の部署が設置されたのは、20年代以降といわれる。すなわち大島(2012:40-1)は、早稲田・明治・日本大で20年代、中央・慶應大で30年代に設置されたとしている。このように、各大学は教育的見地に立ち、学生の就職の世話をを行ったのである。戦後になり、47年に職業安定法が制定されると、職業安定所(職安)が行う職業紹介や職業指導、政府以外の者が行う職業紹介や労働者募集などが規定された。亀井(1948:10)によると、同法の基本的精神は、新憲法のいう基本的人権尊重の精神に立脚しており、第1条においては、その有する能力に適当な職業の機会を与え職業の安定化を図り、個人の自由意思を尊重しつつ、我が国の経済興隆に寄与することを目的としたものであった。しかし制定時には、学校が行う職業紹介などの規定はなく、49年の同法改正により追加されたのである。ただ改正ではすんなり

と事が運んだわけではない。つまり文部省と労働省との間には、意見の対立があった。柴沼(2012)によると、その経緯は次のようである。48年に北海道大学が行った職業紹介事業に、札幌職安が職安法第33条(無料の職業紹介事業)違反でその停止を命じた。労働省職員はこれを支持したが、(当時日本は米国の統治下にあり)GHQ内のESS(経済科学局)は反対の立場を示し、そのため労働省は、学校が職業紹介を行う際の許可手続きの検討を進めた。これに対し文部省は、学校は教育活動である職業指導の一環として職業紹介を行っており、第33条違反にあたらないとした。結局、こうした対立を経て、届け出制による第33条の2(学校の行う無料職業紹介事業)が追加されることになったのである(pp.4-5)。

このように大学が、学業以外の学生生活面に力を入れるのには、当時の我が国の置かれた状況があるだろう。すなわち戦後大学に復帰した学生を待ち受けたのは、衣食住の決定的な不足であり、学ぶというより、どうやって生活するかが大きな問題であった。文部省はこの事態に対処すべく、「学徒厚生委員会」(47年)を置き、さらに厚生援護の関連事項を調査審議するため、「学徒厚生審議会」を設置したのである(葛城(2011:17-8))。また大学と就職に関しては、51年に学徒厚生審議会が文部大臣の諮問に応じて、答申を出している。

学生の資質能力を判断し、適切な指導をあたえてこれを適職に就けることは大学の重要な責務である。しかし現在の社会経済状況下においては、大学が独力でこの責任を果すことはきわめて困難であり、政府および社会一般が協力して対処することが必要である。

第一、国及び地方公共団体は、

(一) 学校卒業生とくに大学卒業生の完全な就職を期するため、社会の需要と大学生の就職に関する基礎的調査をおこない(中略)

(二) 教育行政当局は、職業情報の供給を潤沢にして、助言援助に努めること。

(三) 略

第二、各大学においては、就職指導の責任を果たすための機構を整備確立し、職業安定機関、産業界との密接な連絡をはかり、学徒に対してはその就職に関する観念の徹底をはかり指導の強化に努めること。

(尾崎 (1967 : 289))

尾崎 (同) は、答申を「大学は学の蘊奥をきわめるところではなく、職業人を養成するところになった」と多少茶化している。だが「厚生補導」は、新制大学の教育理念に即した大学教育の一環として導入された (蝶 (2015 : 130)) のであり、課程内教育においては、補助的活動を担うものであった (谷田川 (2012 : 155))。その後、我が国の大学には、この米国流の「厚生補導」が定着していくことになる。改正職安法は、大学以外に中学や高校でも職安の業務を代行できたが、それには3つの根拠規定があった。一つは、職安が学校と協力して職業指導や就職斡旋を行うもので、斡旋には職安が全面的に関与した (第25条の2)。二つ目は、職安が必要と認めた場合において、学校が斡旋業務の一部を分担した (第25条の3)。三つ目は、学校が労働大臣に届け出て職業紹介を行うが、学校の自由度は増し、職安には求人数や就職者数などの報告で済むものであった (第33条の2)。学校はいずれのものかを選択することができた。実際、これら条項の適用状況では、中学校で第25条の2の適用が7割弱で、第25条の3の適用が3割弱 (52年) である (菅山・西村 (2000 : 83))。また高校は、第25条の2・第25条の3・第33条の2の適用比率が、14.3%・53.9%・31.9% (56年) であり (菅山 (2000 : 230))、さらに大学は全て、第33条の2の適用校であった。

第33条の2では、学校の長は自らに代わり、担当を決めて職業紹介の業務を行わせることができた。そして命令で定める帳簿等を事務所に備えつけるのである。増田・伊藤 (1959) によると、職業紹介と就職斡旋はほぼ同義に用いられ、求職申込の受理・求人申込の受理・紹介・採否確認・フォローアップの各過程を含むとされた。また紹介

には選抜紹介・即時紹介・選択紹介・推薦方式の4とおりがあり、大学の場合はほぼ推薦方式にあたるという。なおこの方式は雇用条件を求職者に周知し、大学が選考の上で求職者を求人者に推薦し、求人者の一方的な選考で採用が決まるもので、大卒就職では70年代頃まで「学校推薦」として、文系学生で主要な就職手段であった。関西大学就職部編 (1967 : 9) には、紹介業務を届け出た際の記録があり、当時の俚げられる。

改正職業安定法および同法施行規則にもとづく「無料の職業紹介事業を行なう大学」(同法第33条の2項)としての届出をした本学では、(中略)業務の主体を学生部学生課内に置いたのである。しかも、この時の職業紹介事業の対象とするところは、単に新規大学卒業予定者の「会社就職」だけを意味するものではなく、世情の混乱期における学生の経済的逼迫の理由も加わって、卒業時就職、在学生の常用・臨時日雇 (アルバイト) を含めた広義の職業紹介であった。(中略)業務の中心は、当時の世相の反映から補導 (指導) 面での施策よりも就職の機会の量的な増大を主力としなければならなかった。また、当時この事業を行なうについては、相当の制約・規制があって、まず、「職業安定法に基づき無料の職業紹介事業を行なう学校においては次のものを用意すべし」とあった。1)業務運営規定 2)求職票 3)求人票 4)日計簿 5)職業紹介事業状況報告

② 文部省・労働省の通達

大学では職安法に基づく職業紹介事業が行えるようになる一方、労働市場においては、新制大学の誕生に伴う大卒者の量的拡大が始まっていた。とりわけ新制・旧制大学の学生が、大量に卒業する53年春が問題となっていた。当時の新聞はそれを次のように伝えている。

来年春の大学卒業生は新制と旧制がかち合う

上に短期大学の第一回卒業生も巣立つので総数十一万六千名に上り、今年の六万に比べると約二倍の激増ぶり。その上景気が頭打ちの傾向にあり、しかも最近の相次ぐ学園騒動から求人側が学生の〇〇傾向に神経過敏になっているなど、“新学士”にとっては深刻な就職難時代の再来が予想されるとして、文部省では次のような就職対策を立てることになった。(中略) 文部省では求人側が旧制卒業生を優先的に採用する方針だと新制の学生に不安を与えるので、新制にも門戸を開放して、できるだけ平等に就職試験を受ける機会を与えるような“就職の機会均等”を事業会社との就職問題連絡協議会などを通じて要望することになった。(中略) ほとんど半数以上が年内に行う方針なので、試験がこのように早く実施されると学生も勉強に手がつかなくなり、大学の授業体系も乱されるので、文部省では文部、労働両次官の連名で「就職試験を一月以後に実施するよう求人側と学校側が紳士協定を結んで協力すること」をこのほど各大学、都道府県教育委員会にあて通達した。(中略) なお学生側については一流の会社に志望を集中する傾きがあるので中小企業の職場開拓と相まってこの方面の会社へも就職希望が続出するよう啓発運動を行う。このため各地方ブロックごとに地元学校と地元産業界の就職問題連絡の協議会を開いて新制卒業生の“売込み”促進を図る計画を進めている(1952.7.10『朝日新聞』、文中の〇〇は判読不明)。

報道にもあるように、文部省と労働省は各大学に通達を出した。これは就職協定制定の前年(52年)のことである。またこの通達を受けて、日本私立大学連盟(以下「私大連」という)では就職に関する最初の懇談会(52.9.11)をもっている。

懇談会では「この年の6月(労働省)と7月(文部省)に出された「新規大学卒業生の採用選考時期について」の通達に対する、各大

学の受け止め方と対応を聞き、連盟の態度を決める手がかりを求めた(中略)。近年新規大学卒業生に対する採用試験時期が非常に早くなってきている(中略)。このような状態では卒業をひかえた学生達が就職問題にとりつかれて、最終学年の勉強も落ち着いてできなくなる。従って、通達では「大学側と求人社側とが交渉して、推薦の時期を10月以降、採用試験の時期を1月以降に遅らし、試験の時期を短期間にまとめてしまうようにして欲しい、ということ」(私大連(2002:1))のようだ。

尾崎(1967)にもそれに触れた箇所がある。但し、就職協定についての記述ではなく、通達に関してのみ書かれている。

就職あっ旋、入社試験の期日についての申合せができたのも、二十七年である。

「新規卒業生の就職あっ旋採用選考試験実施の時期については、具体的方法が不明確のため疑義を持たれている向もあり、又さきに実施しました就職問題連絡協議会における大学関係者及び業界代表者の御意見も考慮し(つぎのように定めた)。

- 1 大学が求人側と交渉し、その就職分野を開拓する努力は、出来る限り早期より積極的に実施すること。
- 2 大学が求人側からの採用申込みを受け、又就職希望者を求人側に推薦する時期は、十月一日以降とすること。
- 3 求人側が採用選考試験を実施する時期は、一月以降とすること」(文部次官通達)。

(尾崎(1967:291-2)、漢数字は元号(昭和)であり、西暦では1952年)

またこの通達が就職協定にならなかったことについて、私大連の記録にヒントがあるようだ。すなわち52年に(文部省が催した)懇談会では、文部省が就職の事情を知らず、2~3の国立大学の話

を聞いただけで通達を出したのではないか、といった旨の記載(私大連(2002:6))がある。また翌年(53年)、就職協定設置の直前に、文部省は大学との懇談会(5/30)、同じく業界・大学との懇談会(6/12)を開いている。そして私大連を代表して、その懇談会に出席した坂村儀太郎氏(私大連盟顧問・慶應義塾大学参事)の次の記録が残っているのである。

昨52年は「文部省の斡旋で業界側と個々の大学との懇談会があったが、組織的なものではなかった。本日の如き大学側代表者と業界側の懇談をもったことは一つの前進であり、更にこれを常設化することを提案するので、大いに研究して欲しいと記されており」、昨52年の「文部省通達が組織的に衆知を集めたものでないことを指摘した(私大連(2002:6))とある。

当時の文部省は、大学の就職問題では(今では考えられないほど)積極的に取り組んでいた。平野(1991:76)では、文部省が就職指導の手引書作成、主要企業と文部大臣の懇談会の開催など対策に大わらわとなったとある。同省の担当者が各地を回って就職懇談会を開き、「旧制大学優先採用だと学生に不安を与える。新制にも門戸開放し機会均等を」などと企業に訴えたようだ。さらに当時の新聞報道には、文部省が大学と企業との間に立ち、求人案内をも配布する様子が描かれている。

「どういうことを習った学生が、どれだけ卒業し、どんな職業に向く者がいるか」をはっきりつかむことが先決問題だとし、文部省は今月はじめ全国四百の大学に「卒業生状況調査表」を送り、一校について千部ずつの解答を求めた。これがまとまったら「求人案内」として全国の業界に配る。また、来月から三月ごとに一回ずつ各大学から就職進行状況を報告してもらい、その状況によって就職運動を手伝う。この際これまでの求人開拓が大会

社や主要工場だけをねらっていたのを改め、もっと地元の中小企業にも働きかけ新しい職場を開拓するため、文部省から各地の商工会議所などに連絡、来月から全国数地区で関係者との懇談会を開く(52.8.18『朝日新聞』)。

活動学生が不況に喘いだ当時、縁故による採用も重要な就職手段であった。各大学とも就職時期になると、学生はコネ、コネと血眼になってかけまわるようになった(尾崎(1967:288))。また“成績より縁故に悩む”といった見出しを付けた記事もある(52.9.26『朝日新聞』)。事実、大学における就職業務においても、縁故による就職が一つの大きな選択肢になっていたようだ。職安法第33条の2に基づき、学校による就職紹介を行うようになった関西大学学生部(1955:1)では、斡旋のための規則を次のように決めていた。

就職斡旋準則

1. 大学又は縁故を通じて就職を希望する者は、改正職業安定法第三十三の二に基づく求職カードの登録をしなければならない。従って未登録者に対しては就職の斡旋をしない。
2. 就職先の斡旋は学生一人につき原則として同時に三ヶ所迄とする。
3. 最初に採用決定のあったところを以って就職先とする。以後は就職の斡旋をしない。
4. 大学へ求人申込なき会社に対し縁故関係による申込を希望する場合は特別に取扱う。
5. 大学へ求人申込があった場合之れが掲示以後は、その箇所に対する縁故推薦は特別の事情がない限り取扱いしない。
6. 就職に関する伝達方法は、すべて就職課(二部は学生課)所定の掲示場に掲示するものとし、其の他の方法はとらない。

準則には縁故に関する事項が多い。従って公募が数少なくなる不況時に、学生は縁故を頼りにしたことが想像される。因みに準則第3項は「先決優先の原則」を書いている。これは複数企業に

募した場合、(例え第1希望でなくとも)最初に内定を得た企業をもって、就職先としなければならないというルールである。この決まりも70年頃に自由応募制が浸透することで、衰退していくが、それまでの就職部ではこれを原則とした。こうした経過を辿って就職協定は設置されることになる。

3.2 就職協定

就職協定は設置された。文部省大学学術局長から、各大学学長などに宛てられた「卒業予定者の就職に関し大学が求人側に推薦を開始する時期について(通知)」(53.7.6)がそれであり、表1のとおりである。まずその文面から、注意すべきものは本文6~8行目にある。つまり「この申合せが大学側の責任において実施される限り、業界側の協力を得られる見込でありますから、各大学においても、この申合せの実現に積極的に御協力下さるよう特にお願ひします」という箇所であり、就職協定は対等な立場ではなく、あくまで業界側の協力によって成り立つことが分かる。このことは業界側の資料でも確認できよう。日本経営者団体連盟(1998:127)には、「就職協定の歴史は古く、

その発端は一九五三年(昭和二八)にさかのぼる。当時の就職難のなかで学生の企業への働きかけが早まり、教育面への影響が懸念されるようになったため、大学側団体、業界、関係省庁が出席して就職問題懇談会が開催され、その結果、大学側は学生の推薦開始を一〇月一日以降とすることを申し合わせるとともに、産業界側もこれに協力することとなった」とあるのである。

また表1の「1. 就職試験実施時期について」の文中からは、「学生が最終学年においてなるべく落ちついて勉学に努め(られるよう)(中略)業界側の行われる就職試験の期日は、これ(10月1日)以降となるよう御協力ねがいます」(カッコの文章は筆者)とあり、大学の教育環境の保護を訴える。続いて「2. 就職試験について(1)」の文中からは、「就職希望者の募集は、なるべく縁故関係を避けて公募を行い、出身学校だけで差別せず、実力による就職の機会均等を実現していただきたい」とあり、就職の機会均等を訴えている。すなわち就職協定は、設置当初から、①教育環境の保護、②就職の機会均等、を目的としていたのである。

表1 就職協定

<p>文大生第463号 昭和28年7月6日</p> <p>各国公私立大学長ならびに短期大学長 殿</p> <p style="text-align: right;">文部省大学学術局長 稲田清助</p> <p style="text-align: center;">卒業予定者の就職に関し大学が求人側に推薦を開始する時期について(通知)</p> <p>近年、就職試験の時期が次第に早くなり、大学の教育効果を低下させる傾向が見られることは、各大学においても重大な関心を持っておられることと存じます。このことについては、去る6月12日に、文部省において別紙1のような懇談会を開き、各方面の御意見を伺いましたが、さらにその後引き続いて同様な関係者間で御協議を願ひました結果、この問題について大学側が実行すべき事項を下記のとおりとすることに意見の一致を見ましたので、ここに通知いたします。</p>
--

については、文部省として別紙写のような依頼書を業界側にも送付しましたが、この申合せが大学側の責任において実施される限り、業界側の協力を得られる見込でありますから、各大学においても、この申合せの実現に積極的に御協力下さるよう特にお願いします。

記

大学が求人側に対し卒業予定者を推薦することは、10月1日以降とすること。

(注) ここにいう推薦とは、大学が卒業予定者全般のために職場を開拓し、求人側から推薦の申込みを受け付けた後に、大学として特定の学生が採用試験を受けるために必要な文書を作成して、それを求人側に送付することをいい、上記の期日はその文書が求人側に到着する時をいう。

(別紙)

就職試験に関する業界側への要望

文部省・各大学協会及び連盟等

1. 就職試験実施時期について

学生が最終学年においてなるべく落ちついて勉学に努め、大学が最近の学業成績を付して責任ある推薦を行いうるとともに、多数の学生のために就職斡旋を行うに必要な期間を確保しうよう考慮して、大学が求人側に対して求職者を推薦することは、10月1日以降とすることに一致しました。については業界側の行われる就職試験の期日は、これ以降となるよう御協力ねがいます。

2. 就職試験について

- (1) 就職希望者の募集は、なるべく縁故関係を避けて公募を行い、出身学校だけで差別せず、実力による就職の機会均等を実現していただきたい。
- (2) 就職試験に当っては、大学の推薦を十分に信頼され、試験方法について、学生に対する教育効果をゆがめないよう御配慮ねがいます。
- (3) 短期大学の特殊性を十分理解せられ、採用のワク、試験方法及び採用後の待遇についても、その修得した能力に応じて別途に御配慮ねがいます。
- (4) 女子学生・アルバイト経験者・夜間部学生に対しても、不平等な取扱いがないようお願いします。
- (5) 在学中に就業させることは、絶対にならないようお願いします。
- (6) 採用試験の期日を、できれば二期に分け、広範囲から人材を募集される道を開かれるようお願いします。特に地方大学育成のために、各支社において、地元採用の道を講じていただきたい。
- (7) 採用試験後は、結果をなるべく早く本人と大学へ通知され大学の就職指導に支障を起ささないよう御協力願います。

注. 「就職協定」の文章は、私大連(2002:1-2)からの掲載である。

私大連は、就職協定が設置されたことについて、どうコメントしているだろう。

「この申合せを行うに当って、前年の通達が余り効果をあらわさず、特に私立大学に問題にされなかったことにこりたのか」、53「年度に入ると文部省は再三に亘って就職懇談会を開催し、大学側、業界側双方の意見を聞き、きめ細かく、しかも積極的な努力を重ねて採用試験開始時期について調整を行った。(中略)協定作りの中で大きな影響力をもっている連盟との間で、どうにか結論を得た文部省は、直ちに各大学団体、業界とのすり合わせを行って、やっと「就職協定」第1号が誕生し7月6日の文書に至ったのである(私大連(2002:6-7))。

文部省が主導することで、就職協定は成立へとこぎつけた。だが前年、文部省懇談会では私大連に声が掛からず、そのぎくしゃくする様子が描かれていた。また経営者団体でも、文部省や労働省が間に入ることで、大学への協力をさせられた感があったのではないか。そして就職協定2年目の54年、厳しい現実直面した大学の様子を、当時の新聞は次のように伝えている。

大会社はほとんど軒並み不況にあえぎ、中小企業は次々と倒れる。首切り通告、操短と暗いニュースが続いて、来春三月大学の門を出る十一万人の大学生たち、今秋の就職難を予想して、夏休み前というのにハダ寒い思い。

(中略) 関東、大阪、名古屋などの大学では、連合してその地区の会社に『大学案内』というのを送っている。「当大学はこういう科があり、卒業生の就職先はカクカク(中略)」といった、いわば大学のPR。去年は十月に入ってから出したが、今年“秋では遅すぎる”と七月中に送り出す準備を進めている。(中略) 私立大学の一流校では四月早々から就職対策の計画を組んで動いている(1954.6.25『朝日

新聞』)。

このように厳しい就職環境も、程なく大きな転機が訪れた。日本経済が飛躍するきっかけとなる好景気が、相次いで到来したのである。神武景気(54.12~57.6)に続いて岩戸景気(58.7~61.12)が訪れた。これにより企業の採用意欲は旺盛となり、(もとより企業の大学側への協力という形の)就職協定は、選考前倒しの歯止めとはならなかった。すなわち青田買いが常態化することになったのである。61年には協定制定の当事者である日本経営者団体連盟(日経連)が役割を放棄、就職協定は大学だけの取り決めとなる。以後、10年にわたって日経連は協定へと復帰しなかった。このことで就職協定は、なおも機能を果たせなくなったのである。

4. まとめ

本稿においては、戦後の大きな教育改革のなかで、新卒労働市場に就職協定が制定される経緯を述べた。47年に学校教育法が制定され、これまで複線型であった教育システムは単線化された。大学においても新制大学が誕生したことで、学生は急増したのである。また49年には職業安定法が改正され、学校が職業安定法の業務を代行できるようになった。こうして全く新しくも手探りの環境下に、新卒労働市場は置かれたのである。時に戦後の不安定な経済のもとで、若者の就職問題は社会の一大関心事であっただろう。文部省は新制大学設置による混乱を回避すべく、就職協定の制定を働きかけたのである。だが就職協定の性格上、それは企業の大学側への協力であり、ルールを守らせるには力不足であった。そしてまもなく到来した好景気に青田買いは多発し、就職協定は市場のコントロールを失うのである。もはや信頼を失った就職協定はルールではなくなり、活動のための目安でしかない。しかしそれでも約65年にわたり、(97年から就活ルールと名称・内容を変更するが)今も就職のルールは存在する。「経路依存」の議論に戻れば、長い就職協定の歴史のなかで、

経路の変更には高いコストがつく。これまで抜本的に見直す機会は何度かあったのであろう。しかし今日、戦後日本の復興過程をふり返る時、当時の就職協定が果たした役割に、一定の評価を与えてよいのかも知れない。

参考文献

蝶真一 (2015) 「戦後日本における「厚生補導」の端緒に関する考察—「IFEL 厚生補導部門」の実態とその役割を中心に—」『高等教育研究』第18集, pp. 129-149.

平野秋一郎 (1991) 「就職協定の歴史と今日の採用活動状況」『季刊 労働法』第159号, pp. 75-85.

亀井光 (1948) 『職業安定法の詳解』野田経済研究所.

金子元久 (1998) 「協定廃止後の就職—大学にとっての意味—」『IDE—現代の高等教育』5月号, pp. 5-11.

葛城浩一 (2011) 「日本における学生支援活動の歴史の変遷」加藤芳正・葛城浩一編『学生による学生支援活動の現状と課題』広島大学高等教育開発センター.

関西大学学生部 (1955) 『就職要覧』関西大学.

関西大学就職部 (1967) 『大学と就職—就職部10年のあゆみ—』関西大学.

増田幸一・伊藤博編 (1959) 『職業指導』新元社.

中村高康 (1993) 「就職協定の変遷と規制の論理—大卒就職における「公正」の問題—」『教育社会学研究』53, pp. 111-130.

日本経営者団体連盟 (1998) 『日経連の五十年史—本編』日本経営者団体連盟.

日本私立大学連盟 (2002) 『就職協定の歴史』日本私立大学連盟.

大島真夫 (2012) 『大学就職部にできること』勁草書房.

尾崎盛光 (1967) 『日本就職史』文藝春秋.

柴沼俊輔 (2012) 「1949年職業安定法改正審議における学校が行う職業紹介の制度化過程」『教育学研究』第79巻第1号, pp. 1-12.

島田晴雄・清家篤 (1992) 『仕事と暮らしの経済学』

岩波書店.

菅山真次・西村幸満 (2000) 「職業安定行政の展開と広域紹介」荻谷剛彦・菅山信次・石田浩編『学校・職安と労働市場 戦後新規学卒市場の制度化過程』東京大学出版会.

菅山信次 (2000) 「中卒者から高卒者へ」荻谷剛彦・菅山信次・石田浩編『学校・職安と労働市場 戦後新規学卒市場の制度化過程』東京大学出版会.

谷田川ルミ (2012) 「戦後日本の大学におけるキャリア支援の歴史的展開」『名古屋高等教育研究』第12号, pp. 155-174.